

岡崎市林業支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、林業団体が会員相互連携して、林業生産活動を行うために必要な技術、知識の習得に努め、経営の改善、合理化、所得の向上を図るとともに、地域林業の発展のため行う林業振興に要する経費に対して交付する岡崎市林業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとし、補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、別紙1の事業を行う林業団体とする。

(補助対象事業・経費及び補助金の額)

第3条 補助対象事業は別紙1、補助対象経費は別紙2によるものとし、補助金の額は、補助対象事業に要する経費に対して3分の1以内で予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、岡崎市林業支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、岡崎市林業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請を取り下げることができる。この場合においては、当該補助金の交付決定はなかったものとする。

（変更等の申請）

第7条 補助事業者は、当該決定に係る事業について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業を中止、若しくは廃止しようとするとき
- (2) その他市長が承認を必要とする変更と認めたとき

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したときは岡崎市林業支援事業費補助金実績報告書（様式第3号）に以下に掲げる書類を添え当該事業の完了後20日を経過した日又は当該事業の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 活動資料及び活動写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金を確定し、岡崎市林業支援事業費補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、補助事業者からの請求により交付する。

（交付決定の取消し）

第11条 補助事業者が補助金を交付目的以外の用途に使用し、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、市長は、交付決定の額の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、市費補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙1)

補助金の対象とする事業

1. 県、市主催の講演、講習会、イベントへの協力、参加
2. 他の林業団体（県外研修等も含む。）との交流会、農山村漁村女性活動交流会（女性部）等への参加
3. 小学生、中学生、下流域住民への林業体験指導
4. 優良材生産等による所得向上をめざした県産材認定制度への参加
5. 知識の習得のための林業普及誌の配布
6. その他特に市長が必要と認めたもの

(別紙 2)

1. 補助対象経費については、次に掲げるものとする。

- (1) 視察・研修費（林業専門誌購読費含む。）
- (2) 製品出荷費
- (3) 会場使用費
- (4) 印刷代、消耗品費、通信費
- (5) 作業時等の飲料費
- (6) 林業体験指導・啓発活動等実施費（出役旅費人工費含む。）
- (7) 事務協力謝礼
- (8) その他の経費で市長が必要と認める経費

2. 次に掲げるものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 飲食に要する経費（作業時等の飲料費を除く。）
- (2) 会員、関係者、関係団体等に対する慶弔費、懇親会費、見舞金等の交際費及びこれに類する経費
- (3) 視察・研修に伴う宿泊費
- (4) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費